

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市案内所・休憩所設置運営要項

1 目的

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市歓迎接伴基本計画」に基づき、甲賀市で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下、「両大会」という。）において、参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者および一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿舎、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置ならびに運営に関して必要な事項を定める。

2 設置場所

案内所および休憩所は、原則として各競技会場に設置する。

3 設置期間

案内所および休憩所の設置期間は、原則として各競技会の開始日から終了日までとする。

4 開設時間

案内所ならびに休憩所の開設時間は、原則として、開会行事または競技開始 1 時間前から競技終了または閉会行事終了後 30 分までとする。

5 業務内容

（１）案内所

- ア 大会参加者等の受付案内および資料等の配布に関する事
- イ 競技の案内に関する事
- ウ 交通、宿泊および観光、物産等の案内に関する事
- エ 案内資料等の配布に関する事
- オ 迷子、遺失物、拾得物の取扱に関する事
- カ その他各種案内に関する事

（２）休憩所

- ア 必要に応じて行う、大会参加者等への飲食物の提供に関する事
- イ その他、休憩所運営に関する事

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置・運営について必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置・運営については、必要に応じて、この要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会における案内所および休憩所の設置・運営については県と協議の上決定し、実施する場合はこの要項を準用する。

付則

この要項は、令和5年8月29日から施行します。